

令和 7 年度第 2 回金谷区地域協議会 次 第

日時：令和 7 年 6 月 11 日（水）午後 6 時 30 分～
会場：金谷地区公民館 集会室 1・2

1 開会

2 報告事項

- ・農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」について

3 自主的な審議

- ・空き家対策について

4 その他

5 閉会

【次回協議会：7 月 9 日（水）午後 6 時 30 分～、金谷地区公民館】

※前段 18：30～19：30 地域自治プロジェクト意見交換会

【次々回協議会：8 月 6 日（水）午後 6 時 30 分～、金谷地区公民館】

農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」について

令和7年6月

上越市農林水産部（農政課）

1 地域計画策定の経緯

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、令和5～6年度の2か年をかけて、全国の市町村で策定に取り組んできました。

当市においては、令和5年11月から令和6年12月まで、市内25地区で農業者等による協議の場（地域懇談会）を開催し、地域の課題と今後の営農体制の方向性の共有、10年後の農地の将来像（目標地図）の話し合いを行ってきました。

当市における地域計画の概要

(1) 計画策定区域

地域自治区を単位に25計画

（ほぼ全域が市街化区域である高田区・直江津区・八千浦区は、隣接する他区に含める）

(2) 地域懇談会の参加者

地域の中心的な農業者（認定農業者等）、農家組合長、JAえちご上越、土地改良区、新潟県、農業委員会、市

(3) 結果の公表等

- ・協議の実施状況 . . . 市ホームページで公表
- ・地域計画の公表 . . . 令和7年4月1日に全計画を公告（市ホームページでも公表）

2 各区での地域懇談会の開催

～令和5年度末（令和6年3月末）	～令和6年度上期（令和6年8月末）	～令和6年度下期（令和6年12月末）
高士区 谷浜・桑取区 柿崎区 吉川区 名立区	金谷区 春日区 三郷区 和田区 大島区 牧区 大潟区	新道区 諏訪区 津有区 有田区 保倉区 北諏訪区 安塚区 浦川原区 頸城区 中郷区 板倉区 清里区 三和区

（主な意見・課題）

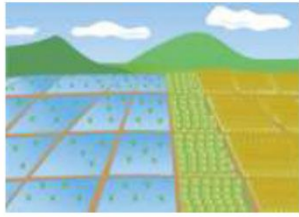
- ・担い手不足や法人の後継者不足、農地の集約の必要性、農業用施設の老朽化。
- ・多面的機能を有する水田等について、その機能を発揮できるように、農業者以外の草刈りや用水普請などへの参加。
- ・担い手だけでは農地の維持はできない。草刈りや用水普請などは、やはり集落の方からやってもらわないと、担い手の手が回らない。
- ・個人で農業を続けていくのはもう限界がある。機械類も高騰しており、個人で買うのは無理。法人化などの取組はすぐに必要。
- ・集落の方から、高齢化により、草刈りや用水普請がもうできないので、担い手にやってもらいたいという話が出ている。
- ・現在、認定農業者などの担い手になっている者でも、高齢化しており、10年後にはリタイアしていることが濃厚。10年後を想像すること自体が難しい。
- ・昭和の時代には場整備をしたところは、農業施設が機能しなくなってきており、再整備が必要。
- ・20年ほど前から法人化が進んできたが、法人化した経営体も、後継者がいない。

3 今後の地域計画の管理について

地域計画は、一度作って終わりではなく、今後も見直しを行い、内容をブラッシュアップしていくことが求められています。

当市では、年に1回、各地区の中心的な担い手を集め、協議の場（地域懇談会）を開催し、「地域計画の記載内容に変更が必要な点がないか」「農地の集約化が図られるほ場がないか」などの視点から協議を行い、地域計画と目標地図のブラッシュアップ（効率的な農地利用の推進）を図っていく方針です（必要に応じて、地域計画の変更公告を行います）。

地域計画の変更が必要なケース

農業上の利用 (事後の変更可)	地域の農業の将来の在り方等	- 地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更 - 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)	農地の集約化 
	農業を担う者	新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け ☞ 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要	
	農業用施設	農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け	
	軽微な変更	- 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更 - 実質的な変更を伴わない変更 例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など ☞ 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能	 水稲エリア 野菜エリア(有機) 野菜エリア
農業外の利用 (事前の変更要)	農地の転用	公共用地や農家住宅等に供するための転用 ☞ 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更 ※ 一時転用の場合は変更不要	

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	上越市 (15222)
地域名 (地域内農業集落名)	金谷区 (上門前、小滝、下馬場、朝日、黒田、後谷、中ノ俣、上綱子、上湯谷、儀明、下正善寺、宇津尾、中正善寺、滝寺、飯、上正善寺、平山、大貫、塩荷谷、神山、向橋、金谷、京田、中通町、中田原、上中田、灰塚、青木、地頭方)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	303 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	303 ha
② 田の面積	269 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	31 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	37 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	- ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域は、上越市の西側のハケ峰の麓に位置し、一部中山間地域を抱えるが、平野部を中心に28集落が広がっている。過疎化率は、今後10年後に約10ポイントの上昇が見込まれ、また、農業従事者も10年後に半減すると推計される中、担い手の確保と、地域内外の担い手への農地の集積・集約化が喫緊の課題となっている。加えて、一部集落で、慢性的な水不足や農業用施設の老朽化に悩まされており、早期の改善が望まれている。また、中山間地域においては、役員のなり手不足や鳥獣被害のほか、天水田という生産条件下にあって、用水確保に困難を極めている。

このようなことから、持続的な農地利用を確保していくためには、地域で定期的に利用状況を確認し、地域内の担い手はもとより、地区外の認定農業者や農業法人と連携を図りながら、将来へ受け継いでいく農地を維持していく仕組みづくりを進めると同時に、圃場整備による効率化や農業用施設の機能強化を図る必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当地域の平野部については、農業と共に生活する担い手の確保・育成を図るため、状況に応じて圃場整備による大区画化を進め、法人化や農地集積を図るほか、地域の主要作物である水稻の安定生産を維持するとともに、農業所得の向上を図るため、高収益作物との複合経営を推進する。

一方、中山間地域においては農業を維持していくため、地域の主要作物である水稻を安定的に生産するとともに、農業所得の向上を図るため、野菜等との複合営農を推進していく。

また、労働力不足に対応していくため、地域内の担い手はもとより、意欲ある地域外の農業法人等への農地の集積・集約化を進めるなど、地域内外の多様な人材の確保・育成を進めながら地域農業を維持していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域内外の担い手(認定農業者や認定新規就農者など)への農地の集積・集約化を基本としつつ、農地中間管理機構を活用した農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	54.6	%	将来の目標とする集積率
			90.0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手同士の農地交換等を通じて、農地の効率的な利用を促進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
圃場整備を契機とした法人化を始め、地区内外の担い手(認定農業者や新規就農者など)の計画的な規模拡大につながるよう、地域と連携して農地の集積・集約化を進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
農業経営の縮小や離農、農作業の効率化による農地の交換などの際は、農地中間管理機構を活用し、農地の最適化を進める。	
(3) 基盤整備事業への取組	
担い手のニーズを踏まえ、基盤整備を検討する際は、農地中間管理機構関連農地整備事業などを活用し、農地の大区画化や汎用化等を進める。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
県や市、JA等の関係機関・団体と連携し、農地の確保や営農指導、各種補助制度を活用しながら、地域内外から多様な農業者を積極的に受け入れる。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
農作業の効率化や一時的な労働力を確保するため、必要に応じて農業法人等に作業を委託するなど、農地の継続的な利用を図る。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①イノシシやシカ等の被害を抑制するため、電気柵の設置や出没しにくい環境づくりなど、鳥獣被害防止対策を地域ぐるみで実践していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
	別紙のとおり		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			ha	ha		ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

金谷区

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
1	認農	水稲	13.6 ha	0.0 ha	水稲	13.6 ha	0.0 ha	K	
2	認農	水稲	6.2 ha	0.0 ha	水稲	6.2 ha	0.0 ha	I	
3	認農	水稲	7.6 ha	0.0 ha	水稲	7.6 ha	0.0 ha	O	
4	認農	水稲	1.7 ha	0.0 ha	水稲	1.7 ha	0.0 ha	S	
5	認農	水稲	5.8 ha	0.0 ha	水稲	5.8 ha	0.0 ha	AE	連名
6	認農	水稲	- ha	0.0 ha	水稲	- ha	0.0 ha	X	連名
7	認農	水稲	5.8 ha	0.0 ha	水稲	5.8 ha	0.0 ha	T	
8	認農	水稲	1.4 ha	0.0 ha	水稲	1.4 ha	0.0 ha	AB	
9	認農	水稲	1.1 ha	0.0 ha	水稲	1.1 ha	0.0 ha	AD	
10	認農	水稲	1.6 ha	0.0 ha	水稲	1.6 ha	0.0 ha	AI	
11	認農	水稲	10.1 ha	0.0 ha	水稲	10.1 ha	0.0 ha	AL	
12	認農	水稲	23.7 ha	0.0 ha	水稲	23.7 ha	0.0 ha	AK	
13	認農	水稲	4.7 ha	0.0 ha	水稲	4.7 ha	0.0 ha	AJ	
14	認農	水稲・大豆	0.0 ha	5.6 ha	水稲・大豆	0.0 ha	5.6 ha	AH	
15	認農	水稲	0.6 ha	0.0 ha	水稲	0.6 ha	0.0 ha	AA	
16	認就	水稲	7.3 ha	0.1 ha	水稲	7.3 ha	0.1 ha	AF	
17	利用者	水稲	1.4 ha	0.0 ha	水稲	1.4 ha	0.0 ha	Z	
18	利用者	水稲	0.0 ha	25.0 ha	水稲	0.0 ha	25.0 ha	AM	
19	利用者	水稲	0.7 ha	0.7 ha	水稲	0.7 ha	0.7 ha	Y	
20	利用者	水稲	1.0 ha	0.0 ha	水稲	1.0 ha	0.0 ha	V	
21	利用者	水稲	1.5 ha	0.0 ha	水稲	1.5 ha	0.0 ha	B	
22	利用者	水稲	2.0 ha	0.0 ha	水稲	2.0 ha	0.0 ha	C	
23	利用者	水稲	2.1 ha	0.4 ha	水稲	2.1 ha	0.4 ha	F	
24	利用者	水稲	7.2 ha	0.0 ha	水稲	7.2 ha	0.0 ha	G	
25	利用者	水稲	3.6 ha	0.0 ha	水稲	3.6 ha	0.0 ha	H	
26	利用者	水稲	1.8 ha	0.0 ha	水稲	1.8 ha	0.0 ha	J	
27	利用者	水稲	0.8 ha	0.0 ha	水稲	0.8 ha	0.0 ha	N	
28	利用者	水稲	2.8 ha	0.0 ha	水稲	2.8 ha	0.0 ha	L	
29	利用者	水稲	3.4 ha	0.0 ha	水稲	3.4 ha	0.0 ha	P	
30	利用者	水稲	1.3 ha	0.0 ha	水稲	1.3 ha	0.0 ha	Q	
31	利用者	水稲	1.3 ha	1.0 ha	水稲	1.3 ha	1.0 ha	R	
32	利用者	水稲	1.4 ha	0.0 ha	水稲	1.4 ha	0.0 ha	AC	
33	利用者	水稲	3.8 ha	0.4 ha	水稲	3.8 ha	0.4 ha	X	
34	利用者	水稲	2.0 ha	0.0 ha	水稲	2.0 ha	0.0 ha	U	
35	利用者	水稲	1.8 ha	0.0 ha	水稲	1.8 ha	0.0 ha	W	
36	利用者	水稲	0.9 ha	0.0 ha	水稲	0.9 ha	0.0 ha	E	
計			132.1 ha	33.2 ha		132.1 ha	33.2 ha		

金谷区町内会長と地域協議会の意見交換会開催結果について

1 開催目的

金谷区地域協議会では、自主的審議事項として「空き家対策」について審議している。空き家問題について、その他地域で課題になっていることについて、町内のことを良くご存じの町内会長様から意見をうかがい、今後の審議の参考にさせていただく。

2 開催日時及び開催場所

日時：令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 6 時 30 分～午後 8 時

会場：金谷地区公民館 集会室 1・2

3 参 加 者

町内会長 19 人（内、地域協議会と兼任 2 人）

地域協議会委員 14 人

合計 31 人
（他事務局 2 人）

4 開催内容

- ① 開会 （進行：長副会長）
- ② 地域協議会会長挨拶（村田会長）
- ③ 金谷区地域協議会の取組について説明（事務局）
- ④ 意見交換（小学校区 3 班に分かれて）
飯…集会室、高田西…調理実習室、黒田…会議室
- ⑤ 全体会（班ごとに発表）
- ⑥ 地域協議会副会長挨拶（阿部副会長）

■内容（要旨）

1 班（飯小学校区）

- ・中山間地では、空き家の所有者に協力金や協賛金といった名目で請求して、町内で草刈りなど協力しており、所有者と連絡が取れているケースが多い。
- ・空き家は概ね適切に管理してもらっているが、一部では倒壊の恐れのある空き家がある。
- ・墓だけが残って代が変わっていたり、相続登記が適切にされていないケースがある。
- ・空き家の所有者と連絡をとりたくて、市に問い合わせても個人情報だと教えてもらえない。

- ・市は空き家の管理について、所有者に手紙を出すことしかできない。
- ・近所付き合いが薄いので、高齢で施設に入った人が、どこの施設に入ったか近所の人も分からないことがある。
- ・団地では、施設に入ったりして空き家になった場合、町内会費を貰わないから繋がりがなくなってしまう。
- ・町内でできることは、空き家は個人資産であるので、空き家になりそうなお宅に空き家バンクの活用の情報提供などチラシをポスティングするくらいしかできないと思っている。
- ・空き家の解体費の補助の増額を望む声がある。
- ・古民家の活用について、移住促進は地域一体にならないと進められない。

2 班（高田西小学校区）

- ・空き家所有者に町内会費を半額もらっている町内会や、月 200 円もらっている町内会、全くもらっていない町内会がある。
- ・町内会費をもらっていない町内会の中には、以前は空き家でも町内会費をもらっていたが、拒否する人が出てきたため現在はもらっていないという事例がある。
- ・ウェストニュータウンでも空き家がある状態。ある程度管理されているものと、全く管理されていないものがある。班長には情報収集してもらうよう依頼しているが、市からの情報提供がないと難しいケースがある。
- ・「町内の空き家を借りたい」という要望が町内会長に直接寄せられたことがある。適当な物件はあったが、施設入所している所有者が承諾しなかったため実現しなかった。
- ・市は一応周知していると思うが、文書を送るだけでは所有者は動かない。特定空き家の状態になってからでは手遅れなので、そうしないための方策を話し合いたい。
- ・隣近所の住民の方が町内会長より詳しいことを知っている。近隣住民が管理しているケースもある。
- ・まずは町内会で空き家をリストアップしてもらい、そのうち連絡不能など困るものをどうしていくか地域協議会としても考えていきたい。
- ・市は情報を出すだけでなく、所有者に対し連絡先等を町内会長に提供してよいかという承諾もとってもらいたい。（固定資産税納税通知書発送の際に）全部は無理だと思うが、承諾得られた分だけでも情報提供してもらいたい。

3 班（黒田小学校区）

- ・所有者が亡くなり相続税や固定資産税が莫大にかかるケースがある。

- ・町内によっては、空き家の持ち主や管理者の連絡先をすべて把握しており、その両方に連絡が取れるので、何かあった時には対処してもらっている。
- ・空き家からも町内会費を徴収するべきかどうかについては、長所短所があるので十分検討しなければいけない。
- ・雑草が生えた時の連絡は、近所の人が行っている。良好な関係を保っていれば、近所からの連絡で対処をしていただける。
- ・倒壊の恐れがあった家について、管理者に連絡をしたら売却と家屋の除却をしてきれいにしてくれた事例があった。
- ・空き家の所有者の家族関係が非常に複雑で、管理者、相続人が定かではない状態でそのまま残っているケースがあり。倒壊や出火の心配がある。
- ・空き巣の問題や庭になっている柿の木から落ちた柿を目当てに動物が来ることもある。
- ・田んぼ、屋敷、畑の管理ができなくなっているケースがあり、特に農村部では用水の管理が共同作業としてあるが、この担い手がだんだん高齢化して難しくなっている。
- ・市に家屋の除却補助金の制度があるが、50万円では少ない。
- ・都会であれば土地の価値、または財産の価値があるのに、同じような一律の制度で地方に当てはめて対応できるものではない。地方の状況、特性に合わせた制度も検討してもらったほうがよい。
- ・空き家になるときの連絡先の要請について、個人情報なので厳格な管理をするという条件で把握している町内会については、個人情報は町内会長に限って預けられている。
- ・いろいろな制度があったにしても、個人の生活、所得を考えると、年金生活で資金が足りなくなる。その中で、個人の責任で空き家の処分は現実的には難しい。これは全般的な制度の問題もあるのではないかと。

金谷区町内会長と地域協議会の意見交換会 事前アンケート 結果

■ 回答数 28（町内会長全員の皆様からご協力いただきました）

（１）空き家の管理で問題になっていることはありますか。

有り・・・15

無し・・・13

※有りの場合の具体的内容（要点をまとめました）

- ・放置された空き家の倒壊時の対応方法（過去に1件あった）
- ・無人のため防犯問題。見守りできない。
- ・相続人が不明で管理する人がいない。
- ・市に相談しても町内で管理してくれと言われる。火災や倒壊の恐れがあり責任が持てない。
- ・固定資産税も未納になっている様子
- ・管理が悪く連絡したくても、連絡先が分からない。
- ・放置されている家屋が老朽化し危険、動物の出入り。
- ・空き家を借家したいとまたは、取り壊したいと要望があっても、持ち主が介護施設に入所したりして、その行為に踏み切れない。
- ・周辺環境整備、草刈り等
- ・空き家でも近隣に管理者がいる場合は時々様子を見に来ている。（除雪はまちまち）遠方の方の場合は、めったに来れないので、ハチの巣がかかったりする場合は、近隣の住民で対応している。
- ・集落がゴーストタウン化しないか心配

（２）貴町内会に空き家は何件ありますか。

227件（合計数）

※管理の有無は定義せず、町内会で把握している数です。

（３）上越市の空き家バンクや空き家活用支援策についてご存じですか。

知っている・・・12人

知らない・・・16人

（４）空き家問題以外で、町内会で課題になっていることや、金谷区地域協議会で話し合ってもらいたいことはありますか。

有る・・・17人

無い・・・11人

※有りの場合の具体的内容（要点をまとめました）

○空き家に関係した意見

- ・高齢化が進み、後継者が居ない高齢世帯が三分の一近くになっているため、近い将来は空き家となることが懸念されている。解決策が見当たらない。更に農業の後継者も居なく農地の荒廃が懸念される。
- ・空地が雑草、雑木により、通行を阻害したり、害獣の住処にならないための方策（勝手に敷地内に入り処理ができない）
- ・家の解体の依頼できない。公費の活用できないか。
- ・高齢世帯が多く、町内19世帯のうち将来的に半数が空き家になることが予想され、田んぼ、畑の管理も含めて課題
- ・高齢化により、今後急速に空き家は増えてきます。どう対応したらよいか。
- ・中山間地の空き家問題は人口減少と高齢化の中、町内会等の地域組織が成り立たない集落が今後発生する。空き家問題と廃村が大きな課題となるため、議論の集約は厳しいと思われる。
- ・空き家が傷んできているので近所迷惑になっている。

○その他

- ・町内の戸数が増加しない。
- ・町内会費他
- ・何を企画しても人が集まらない。高齢者ばかり集まる。
- ・耕作地の放棄
- ・高齢者に対する対応
- ・害獣被害について
- ・若い人が居なくなり集落活動が難しくなりつつある。
- ・若い夫婦と子どもが移住してきたが、子ども会もなく寂しい思いをされているようで心配。
- ・集落では上水道が無く各自で水を用意している。
- ・金谷地区公民館の利用促進について、集会室にピアノ又は電子ピアノを配備するよう上越市へ要望したらどうか。

（理由）市内にコーラスグループや音楽愛好団体等が多数存在しているが、ピアノのある練習施設が少ないため会場確保することが容易でないと聞いている。ピアノを配備することにより金谷地区公民館の利用促進になると考えられる。

- ・非中山間地の空き家問題（比較的人口が維持されている町内）は、共通の議論が成り立つのではないと思われる。人口減少と高齢化を受け止めた空き家対策が必要。

（以下意見）

（1）行政による空き家対策が不十分

空き家問題は人口減少と高齢化の進行が重なり、事前の対策を打ち出してこなかったことが一つの原因でもある。行政による空き家対策が不十分だったと言える。

(2) 地方での空き家活動は難しい

- ア 墓がある、仏壇がある、建物は古いため費用がかかる。
- イ コストがかかり、費用対効果が現れない。
- ウ 定着が難しい…集落のコミュニティに入れない。

(3) 空き家活用のポイント

- ア 「どうなるか」とリスクを心配せず、5年～10年計画を立てリスクを回収する。
- イ 民間が空き家運営をする→あらゆる民間サービスをトライすることができる。
- ウ 行政はルール(法・規則)等をチェックする。
- エ 官と民が連携すれば難しい空き家対策の解決は可能。
- オ 自治会単位で空き家を管理する→空き家マップの作成。

(4) 空き家対策の有効活用

- ア 地域政策課所属の「集落づくり推進員」の活用→情報がある。
- イ 空き家対策に特化した「地域おこし協力隊」の活用→地域活性化の方向性が得られる。